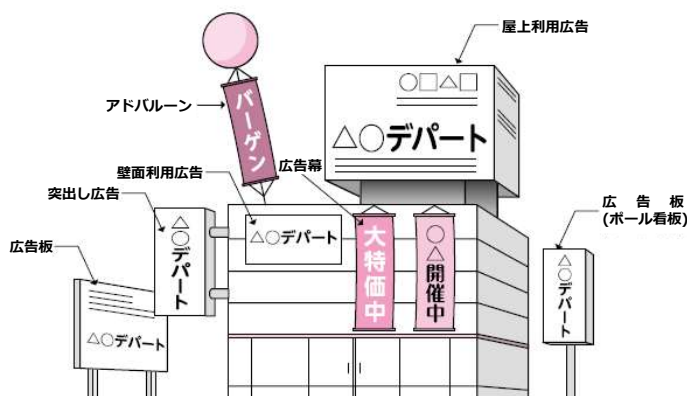


おく がい  
**屋外広告物(看板等)**  
**にはルールがあります**

- 埼玉県では「良好な景観の形成と風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的として、「埼玉県屋外広告物条例」を定めています。
- 屋外広告物を設置している広告主や所有者、屋外広告物事業者等は、条例で定めたルールを守っていただく必要があります。

## 屋外広告物とは？

- 常時又は一定の期間、屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板などが該当します。
- 文字やシンボルマーク、商標、写真などが表示されたものが広告物に該当し、営利的なものかどうかなど、表示内容は問いません。



お問合せ先

埼玉県都市整備部都市計画課 総務・企画・景観・屋外広告物担当  
048-830-5528 ✉ a5330-20@pref.saitama.lg.jp

埼玉県 屋外広告物条例



## 屋外広告物を設置するには？

- 屋外広告物には大きさや高さの制限、設置できない場所(禁止地域)、看板等を設置できないもの(禁止物件)等のルールがあり、設置には原則として許可が必要です。  
(ただし、日常生活を営む上で最小限必要な屋外広告物には、許可の規制が緩和(適用除外)される場合があります。)
- 屋外広告物の設置に関する相談・申請は、設置する(設置を予定する)場所の市町村の窓口で受け付けています。

詳しくは埼玉県のホームページを御確認ください。

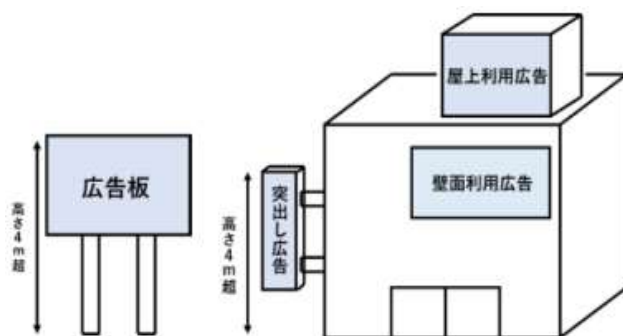
「屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/okugai-top/>



## 設置したその後は？

- すべての広告物(一部を除く※)は、損傷、腐食その他の劣化の状況について、3年を超えない範囲で点検が必要です。
- 上端の高さが地上から4m超え、かつ許可が必要な屋外広告物の点検は、資格を有する者(有資格者※)が行う必要があります。



※ 点検が不要な広告物等及び有資格者の詳細は埼玉県のホームページを御確認ください。

「安全な屋外広告物のあるまちづくりに向けて」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/okugaikoukokutekiseika.html>



適正な管理(点検)を怠ると落下や倒壊といった重大な事故を起こす可能性があります。



⚠ 令和6年7月に埼玉県内で広告物が落下し、通行人が負傷する事故がありました。

このような事故を未然に防ぐためにも定期的な点検が重要となります。日頃から適切な管理をお願いします。



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」